

# ひなたの魅力発信プロモーション事業業務委託仕様書

## 1 委託業務名

ひなたの魅力発信プロモーション事業

## 2 委託業務の目的

本県魅力を県外に向けて発信し、本県の認知度向上と観光誘客増につなげるため、情報発信力の高い著名人(※)を活用して本県のPRを行う。

※ ここでいう著名人とは、「みやざき大使」に限るものではない。

## 3 業務履行場所

受託者施設および県の指定する場所とする。

## 4 委託業務の内容

### (1) 計画準備

本業務の実施概要、実施方針、作業工程、実施体制、品質管理計画等を検討し、業務計画書として取りまとめること。

### (2) 著名人を活用した本県のPR業務

情報発信力の高い著名人を利用して、以下3つの取組を企画・実施すること。なお、取組にあたっては、例えば、〇月〇旬頃、〇〇のコンテンツを制作するなどの予定を積み上げた全体的な広報計画を提示すること。

- ① 令和4年度に実施した「推しコレみやざき総選挙」により選出された、「観光地」をはじめとした宮崎の推しをPRするため、著名人が本県の観光地(2か所程度)を満喫し、その著名人のファンの中で話題となり、ファンをはじめ多くの方々が訪れてみたいとなるようなインパクトのあるWebプロモーションを行うこと。なお、その構成や公開時期については県と協議の上、決定すること。
- ② 「癒し」をテーマとした「デトックス・トリップ宮崎」を、メインターゲットである、20～40代の大都市圏の女性に訴求し、体験してみたいとなるようなPRを行うこと。なお、その構成や公開時期については県と協議の上、決定すること。
- ③ 上記①、②の取組を、動画や写真を含めて、宮崎県公式観光サイト「みやざき観光ナビ」に掲載すること。

### (3) 効果測定

委託業務の履行途中において県から求められた場合及び委託業務完了後の実績報告において、実施した取組に係る効果測定(広告換算)を行うこと。

### (4) その他、本業務の実施に伴い必要となる業務

## 5 成果品について

- ・ 業務計画書
  - ・ 報告書等
  - ・ その他業務を実施する上で作成した資料等
- 納品時は県が指定する場所へ納入すること。  
納品形態は、紙で1部、電子で1部納入すること。

電磁的記録媒体による納品は、Microsoft Office 365 で読み込み可能なファイル形式で作成し、CD-R 又は DVD-R の媒体に格納し、成果品作成完了時点で最新のウイルスに対応したウイルス対策ソフトによりチェックを行い、使用したウイルス対策ソフト、チェックを実施した日付を明示した上で納品すること。また、成果物の作成に当たって、特別なツールを使用する場合は、本県の承認を得ること。

## 6 本業務を実施する上で特に重視する視点

- ・ 多くの消費者に「宮崎」に気づいてもらうための「話題化」につなげること。

## 7 その他

- ・ 本業務の成果品の著作権は、委託者に帰属すること。また、委託契約期間終了後、県が制作物を使用するに当たり制限がある場合には、企画提案書にその旨を明記すること。
- ・ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- ・ 受託者は、本業務を企画・運営するに当たり、委託者と十分な調整を行うこと。
- ・ 本業務を実施する中で、業務の追加や変更の必要が生じた場合は委託者、委託者が指定する事業者及び受託者が協議の上、仕様書等の内容を変更することができること。
- ・ 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、委託者と受託者が協議の上定めるものとする。